

2020年4月1日から

ご存じ
ですか?

原則

屋内禁煙

になります

※行政機関・医療機関などは敷地内禁煙です

健康増進法の改正により、
望まない受動喫煙を防止
するための取り組みは

「マナー」から
「ルール」に
変わります。



多くの人(客・従業員含め2名以上)が利用する施設はすべて対象です
個人の住宅、ホテル・旅館の客室など、居住に提供される場所は適用除外です。飲食店の一部には経過措置があります。

一定の基準を満たす「喫煙専用室」又は「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置することが可能となっています。※これらを推奨するものではありません。

① 喫煙専用室設置



② 加熱式たばこ専用喫煙室設置



上記①②のほか、飲食店は一定の要件のもと喫煙可能室・喫煙目的室の設置が可能

〈法改正の詳細は厚生労働省ホームページへ〉 <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

受動喫煙

検索

